

○中村学園大学栄養科学部転学科に関する細則

令和3年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(以下、「本学」という。)学則第42条の3の規定に基づき、栄養科学部における転学科に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学科の学科等)

第2条 転学科を志願できる学科・年次は、次のとおりとする。

- (1) フード・マネジメント学科 2年次
- (2) フード・マネジメント学科 3年次

(転学科の出願)

第3条 転学科を志願する者(以下「転学科志願者」という。)は、所属学科主任及び学部長を経て、原則として転学科を希望する年度の前年度12月末までに、別途定める転学科受験願を学長に提出するものとする。

(転学科の出願要件)

第4条 転学科志願者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 2年次への転学科志願者は、本学に1年以上在籍(見込を含む)し、所属学科の単位を原則として30単位以上修得(見込を含む)していること。
- (2) 3年次への転学科志願者は、本学に2年以上在籍(見込を含む)し、所属学科の単位を原則として62単位以上修得(見込を含む)していること。

(転学科の選考)

第5条 転学科の選考は、原則として転学科を志願する学科(以下「受入学科」という。)の在籍学生数の状況を勘案し、教育上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、当該学科において行うものとする。

2 前項の選考は、原則として、学力試験(小論文を含む。)及び書類審査をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他学科において適切と認める方法を加えることができるものとする。

(転学科の許可)

第6条 転学科志願者が受入学科の選考に合格した場合は、教授会で審議し、学長が転学科を許可する。ただし、不合格の場合は、本人の希望により引き続き在籍することができる。

(転学科の時期)

第7条 転学科の時期は、前学期の始めとする。

(既修得単位の取扱)

第8条 転学科を許可された者の既修得単位については、受入学科において審査し教授会の議を経て、受入学科の卒業に必要な単位として認めることができる。

2 前項の単位の認定は、次の単位の換算の基準に基づき行う。

(1) 単位を換算して認定される授業科目は、受入学科で開設する授業科目に相当するとみなされる授業科目(以下、「読替え」という。)とする。

(2) 既修得の2科目以上を併合して1科目とすることができる。また、既修得の1科目を分割して2科目以上とすることもできる。

(3) 2年次に転学科する場合は、30単位を上限とし、読替えによる認定を行う。

(4) 3年次に転学科する場合は、別表1のとおりとする。

(卒業の認定)

第9条 転学科する者の卒業の条件は、受入年次により次のとおりとする。

(1) 受入学科に3年以上在学し、卒業要件単位は学則別表第7に定めるとおりとする。

(2) 3年次に転学科する場合は、受入学科に2年以上在学し、卒業要件単位は別表2のとおりとする。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。但し、別表1及び別表2については、令和5年度3年次転学科生から適用する。

別表1 3年次に転学科する場合の既修得単位認定方法

認定方法	既修得科目の種類	認定先科目区分	認定単位数
読替えによる認定	—	各区分	62単位上限
包括認定	開設される授業科目との対応を問わない		

別表2 3年次に転学科する場合の卒業要件

科目区分		必修科目	選択科目
教養教育	人文科学教科	—	—
	自然科学教科	—	—
	外国語教科	—	「外国語科目」の認定単位が6単位に満たない場合は、不足する単位数を修得
専門教育	栄養学科目	—	10単位以上
	食品学科目	—	

	食品ビジネス科目	—	12単位以上
	卒業研究	「研究ゼミ」「卒業研究Ⅰ」 「卒業研究Ⅱ」 (5単位)	—
	転学科後の修得単位：62単位以上	転学科後の修得単位：62単位以上	
	計	別表1の既修得単位及び上記修得単位の合計：124単位以上	